

を助成
対象市内に引き続き3か月以上住所を有する方で、身体障害者手帳3級以上(内部障害の方は4級以上、下肢または体幹障害については5級以上で、歩行困難)の方、及び愛の手帳4度以上の方

◆心身障害者タクシー利用券給付事業
対象身体障害者手帳2級以上の方(内部、下肢、体幹機能障害は3級以上)や愛の手帳2度以上の方、進行性筋萎縮症、脳性マヒの方(支給限度内でガソリン券との併給も可。)

◆心身障害者自動車ガソリン費用助成事業

対象心身障害者タクシー利用券を受けられる方と同じ条件(支給限度内でタクシー券との併給も可。)
※他に・テレビ受信料の減免・都営交通の無料乗車券発行・民営バスの割引・民営鉄道の割引・航空運賃の割引・有料道路通行料金の割引等があります。

◆指定収集袋(ごみ袋)の減免
対象身体障害者手帳(1級または2級)、愛の手帳(1度または2度)または精神障害者保健福祉手帳(1級)をお持ちの方で市民税が非課税世帯の方
問合せ環境課ごみ対策係☎551・1731

◆下水道使用料助成
対象身体障害者手帳(1級または2級)、愛の手帳(1度または2度)または精神障害者保健福祉手帳(1級)をお持ちの方で市民税が非課税世帯の方
問合せ施設課下水道グループ☎551・1968

◆福生市宮福生駅西口駐車場使用料免除
対象身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方(2時間まで)

◆自転車等駐車場使用料免除
対象身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
問合せ安全安心まちづくり課地域安全係☎551・1691

日常生活支援・援助

◆補装具費の支給
対象身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持っている方で、補装具の交付や修理が必要な方

◆重度身体障害者(児)訪問入浴サービス事業
対象ご家庭での入浴が困難な在宅の重度身体障害者・障害児の方

◆重度身体障害児入浴サービス
対象ご家庭での入浴が困難な在宅の重度身体障害児(6歳～17歳)の方

◆おむつ等助成事業
対象身体障害者手帳または愛の手帳を持っていて、常時寝たきりの状態の方(おむね3歳以上65歳未満)

◆寝具乾燥車派遣事業
重度の障害者で寝具の乾燥ができない方に月1回、寝具乾燥車を派遣

◆原子爆弾被爆者援護(居住地等変更届、医療費、各種手当の申請等)
対象被爆者、被爆者の子

緊急時対策

◆重度身体障害者等緊急通報システム
緊急時に無線発報器等により消防

庁に通報することができ、地域通報協力体制で速やかな援助を受けることができるシステム

対象18歳以上の1人暮らしなどの重度身体障害者(2級以上)、特殊疾病患者(都の医療券をお持ちの方)

◆重度心身障害者火災安全システム
家庭内の火災時に、住宅用防災機器により自動的に消防庁に通報するシステム

対象18歳以上の1人暮らしなどの重度身体障害者(2級以上)や重度知的障害者(2度以上)

介護人等派遣について

◆重度脳性麻痺者介護人派遣事業
20歳以上で脳性マヒによる障害の程度が1級の方が単独で野外活動することが困難な場合に派遣

自立支援給付

◆居宅介護(ホームヘルプサービス)
身体介護や家事援助など、日常生活の支援

◆重度訪問介護
重度の肢体不自由で常に介護を必要とする人への自宅での入浴・排泄・食事の介護、外出時の移動支援等

◆同行援護
重度視覚障害者(児)に対する外出時の移動の援護、排泄、食事等の介護等

◆行動援護
自己判断能力が制限されている人が行動するときの危険を回避するために必要な支援・外出支援

◆重度障害者等包括支援
介護の必要性がとても高い人への居宅介護等の包括的サービス

◆児童デイサービス
障害児の日常生活での基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等

◆短期入所(ショートステイ)
自宅で介護する人が病気の場合等における、短期間、夜間も含めた、施設での入浴・排泄・食事の介護等

◆療養介護
医療と常時介護を必要とする人への医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話

◆生活介護
常に介護を必要とする人への昼間の入浴、排泄、食事の介護及び創作的活動または生産活動機会の提供

◆障害者支援施設での夜間ケア等(施設入所支援)
施設に入所する人への夜間や休日の入浴・排泄・食事の介護等

◆共同生活介護(ケアホーム)
夜間や休日、共同生活を行なう住居での入浴・排泄・食事の介護等

◆自立訓練(機能訓練・生活訓練)
自立した日常生活・社会生活ができるよう、一定期間の身体機能または生活能力向上に必要な訓練

◆就労移行支援
一般企業へ就労を希望する人への一定期間の身体機能または生活能力の向上のための必要な訓練

◆就労継続支援(雇用型・非雇用型)

一般企業等での就労が困難な人への働く場の提供、知識及び能力の向上のための必要な訓練

◆共同生活援助(グループホーム)
夜間や休日、共同生活を行なう住居での相談や日常生活上の援助

◆グループホーム・ケアホーム利用の際の助成
グループホーム等利用者へ家賃の一定額を助成

地域生活支援事業

◆相談支援
障害者等からの相談対応、必要な情報提供や権利擁護に必要な援助

◆コミュニケーション支援
聴覚、言語機能の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人への手話通訳者の派遣等

◆移動支援
円滑に外出するための移動支援

◆地域活動支援センター
創作的活動または生産活動の機会提供、社会との交流等を行なう施設

◆日中一時支援
介護者が緊急その他やむを得ない理由により介護できないとき、障害者の日中における活動の場の確保及び一時的な監護の支援

◆日常生活用具給付事業
主に重度(身体障害者手帳2級以上または愛の手帳2度以上)の心身障害者の方が日常生活を容易にするための用具を障害の状況により給付

施設訓練等支援

◆身体障害者援護施設
身体障害者福祉法に基づき、必要な治療や訓練を行なうための入所(通所)施設
対象18歳以上で身体障害者手帳をお持ちの方

◆知的障害者援護施設
知的障害者福祉法に基づき、必要な指導や訓練を受けるための入所(通所)施設
対象18歳以上で愛の手帳をお持ちの方

自立支援協議会

障害のある人が地域で生活していくためにどのような支援が必要か等、関係機関が課題や情報を共有し、共に解決していくための機関

その他

◆声の「広報ふっさ」の郵送
問合せ秘書広報課広報広聴係☎551・1529

◆声の「市議会だより」の郵送
問合せ議会事務局庶務係☎551・1523

◆外出困難な障害者への図書宅配
問合せ中央図書館☎553・3111

◆心身に障害のある児童の就学相談
問合せ教育委員会指導室及び教育相談室☎551・7700

市内の障害者のための施設

◆知的障害者更生施設
知的障害者の方が施設に入所され、自立した生活を送るための指導・

訓練を受ける福祉施設
◆知的障害者グループホーム・ケアホーム
現に就労している知的障害者の方たちが、数人で世話人さんと生活する福祉施設

◆精神障害者グループホーム
将来独立して生活できるよう、期限付で住まいを提供し必要な助言・援助を行なっている施設

◆精神障害者小規模通所授産施設
回復途上にある精神障害者が、地域社会における自立を目指し必要な訓練等を行なう福祉施設

相談支援

◆地域活動支援センターハッピーウイング
精神障害者の方の日常的に困っていることや、悩みに関する相談支援を行なっています。

(福生市東町6-8MEビル3階)
☎553・9888

◆福生市障害者自立生活支援センターすてっぷ
市内在住の障害のある方の生活等に係る相談支援、就労に係る支援を行なっています。

(南田園2-13-1福祉センター内)
☎539・3217、☎553・7532

市役所以外の相談窓口

◆福生市社会福祉協議会
(南田園2-13-1福祉センター内☎552・2121、☎553・7532)

ボランティアの育成や障害者の移送サービス、生活福祉資金の貸し付け等を担当しています。※ボランティアの育成やボランティアグループ等の相談は、ふっさボランティア・市民活動センター☎552・2122へ。

◆東京都心身障害者福祉センター(新宿区戸山3-17-2☎03・3203・6141、☎03・3203・6185)

◆同多摩支所(国立市富士見台2-1-1☎573・3311、☎576・5295)

身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所として、区市町村に対する専門的相談・支援のほか、高次脳機能障害のある方等への相談を行なっています。その他、身体障害者手帳、愛の手帳の発行や東京都重度障害者手当の支給等を行なっています。

多摩支所は、主に多摩地域の方々に障害に関する専門的相談、愛の手帳や補装具の判定及び講習会等の地域支援を行なっています。

◆立川児童相談所(立川市曙町3-10-19☎523・1321、☎526・0150)

18歳未満の児童に対する児童施設への入所決定、愛の手帳の判定などを行ないます。

障害者週間イベント
日時12月3日(土)～9日(金)

場所市役所第二棟1階ロビー
内容市内障害者施設に入通所している方の作品展示・授産品の販売等
※販売は全期間行なっているわけではありません。